

国連生物多様性の10年(United Nations Decade on Biodiversity)について

<経緯>

世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2010年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが勧告され、同年12月、第65回国連総会で採択された。

<決議の内容>

愛知目標の達成に貢献するため、2011年から2020年の10年間を「国連生物多様性の10年」とする。

<その他>

国際生物多様性年の国内委員会を設立した締約国に対し、国連生物多様性の10年についても引き続き同委員会により取り組むことを奨励する旨、別途生物多様性条約事務局長から通知されている。

(参考)COP10における勧告の骨子

2011年から2020年までの10年間を国連生物多様性の10年とし、2010年の国際生物多様性年で高まった気運に乗じ、

- ・ミレニアム開発目標を達成するための生物多様性の重要性
- ・生物多様性条約の目的(①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分)、及び愛知目標の実施を達成する重要性
- ・生物多様性に関する社会の意識を向上させる重要性

等に関する認識を高める。